



迎春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。本年も何卒よろしくお願いたします。

医療費控除が改正されています。詳しくは本紙『税金マメ知識』をご覧ください。

重要情報

1. ビットコインは雑所得等として申告

仮想通貨を①売買、②代金支払い、③他の仮想通貨へ交換した場合には、使用した仮想通貨の取得費と取引で得たモノの時価との差額利益を申告しなければなりません。所得区分は総合雑（or事業所得）、含み益だけなら申告不要です。

2. 所得拡大促進税制は延長へ

30年度改正により、同税制は見直し延長されることになりました。大企業の適用には国内設備投資の促進等の新たな条件が追加されますが、中小企業がこの新たな条件をクリアすれば、上乗せ控除ができます。

3. 地積規模の大きな宅地の評価

相続税の財産評価減額方法である広大地評価が廃止され、2018年から新しい評価減額方法に改められます。従前はマンション適地等は対象外でしたが、今後は地積・容積率要件さえ満たせば現にマンションが建っていても適用可能です。

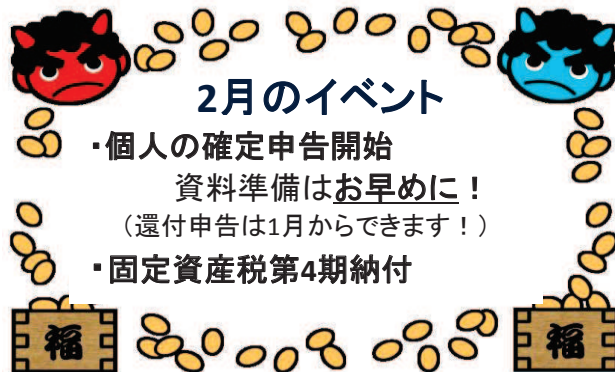
元バックパッカー赤羽の旅噺(バツ)



【中国・吉林】新幹線を降りると早速きれいで大きな駅のホームから高層マンション群がお出迎え。街を流れる松花江上流のダム建設事業に従事していた祖父が、最も長く滞在していたのがここ吉林です。測量士として満洲国の役所に勤務していた20代、図面記録アシスタントの中国娘と仲良くなりたくて、必死に中国語を覚えたそうです。北朝鮮国境と近いため、冷麺や狗肉など朝鮮族の食文化も見られます。あれからたくさんことがあり、祖父の青春の町も様変わりしました。当時の面影を残すのは、アムール・スガリーと名前を変えロシアから悠々と流れる松花江の水面に映る空模様だけかもしれません。

☆事務所からの連絡☆

確定申告期は、事務処理にお時間を頂戴します。ご理解ご協力のほど、お願い申し上げます。



2月のイベント

・個人の確定申告開始

資料準備は**お早め**に！

(還付申告は1月からできます！)

・固定資産税第4期納付

税金マメ知識

【医療費控除の改正について】29年分所得税から医療費領収書の提出に代えて明細書の添付が義務付けられました。今回の申告で控除を受けられる方は、「医療費集計表」に人別医療機関別の年間合計額をご記入のうえご提出ください。領収書はご自身で5年間保存しますので、提出不要です。「医療費集計表」は弊所から提供しておりますので、必要な方はご連絡ください。なお、これまでの医療費控除との選択によりOTC控除も適用できます。対象医薬品の購入額が年間12千円を超えれば、最大88千円まで控除できます。医療費控除の足切額（10万円or所得の5%）を超えなくても可能性があります。

晩酌のじかん

正月は恒例の国内鉄道旅行に行ってきました。今回は18切符ではなく北陸新幹線で初めての福井と石川へ。国内旅行は楽しいですね。その土地に行けば、これまで気にも留めなかった文化や郷土愛に触れ、発見だらけ特に古い町はいいですね。「へしこ」という酒肴を覚えました。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red